

地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障害者の中には、地域社会に復帰するための支援と上手くつながらず、自立した生活に困難をきたし、再び罪を犯して矯正施設に戻ってしまうことが少なくありませんでした。

千葉県地域生活定着支援センターは保護観察所と協働しながら、そうした人たちが地域生活を歩み出すために、福祉による生活支援をコーディネートし、地域の中で安心して暮らしていけるようにします。

特別調整対象者になる方とは

- ① 高齢または身体障害、知的障害、精神障害があると認められる方。
- ② 矯正施設退所後の適当な居住がない方。
- ③ 矯正施設退所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要である方。
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当である方。
- ⑤ 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること。
- ⑥ 公共の衛生・福祉に関する機関に保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること。

【特別調整】60代 男性（高齢）



専門学校を卒業後、職を転々としていた。知り合いに仕事を紹介するからと言われ千葉県に来たが紹介してもらえず、50代のころ生活保護を受給した。生活保護から抜け出すために犯罪に手を染め、初めての服役をした。釈放後はいったん自立準備ホームに入居し、居住支援法人の助けを得て住みたい地域にアパートを借りることができた。いろいろな人たちが孤独な自分を支え、訪問し励ましてくれた。今度は自分が支援する側になりたいと手を挙げて、居住支援法人のボランティアスタッフとして活動している。彼は言った。「ありがとう」って言われるのはいいもんですね。」

【被疑者等支援業務】20代 男性（知的障害）



療育手帳は重度判定、支援区分6の男性。グループホームに入居していたが、ある日見ず知らずの人の腕をつかんで逮捕された。支援依頼を受け検察庁で面接を行った。定着支援センターが検察庁、保護観察所、市役所、基幹相談支援センター、グループホーム、相談支援専門員から情報収集を行い、施設入所を検討した。入所を相談した施設から引き受けの返事をもらい、パンフレットを広げて説明をすると、施設を気に入って入所を楽しみにした。不起訴になり施設に入所したが、日帰り旅行を楽しみグループ行動も問題がなかった。本人と受け入れ施設を支える支援チームは、定期的にケース会議を開催している。

【特別調整】40代 男性（精神障害）



長い間服役した。「引きこもり生活を送っていた当時に、福祉の支援に出会いたかった。当時はどこかに相談するという選択肢を思いつかなかった。自分の障害を理解してくれる人に相談できる機会は喉から手が出るほど欲しかった。」と言う彼に出会い支援を開始した。精神科受診では、学齢期から幼なじみはいたが何となく学校になじめず、特に流動的にグループ編成をするような授業形態が苦手だった。また感覚過敏もあったことから発達障害の診断がついた。診断がついたことで「自分のことが腑に落ちた」と言った。引きこもりや長期受刑によって生じる社会経験の乏しさと、対人関係や同時並行的に対処することが苦手な障害特性により、多くの生活のしづらさを抱えながらもアパート暮らしを始めた。日中は地域活動支援センターに通い、自炊にも取り組み、悩み失敗を繰り返しながら日々生活を更新している。

【特別調整】50代 女性（知的障害）



寂しさを紛らすためや、隣人への嫌がらせのため、虚偽の商品注文、暴言や無言電話を繰り返して逮捕され服役した。手帳は所持していなかったが知的な障害があった。刑の一部執行猶予で仮釈放になった後について障害者グループホームへの入所を目指したが、手帳の取得や障害福祉サービスの申請ができる条件が整わなかったため自立準備ホームに入居し、その後地元のアパートへ転居した。保護観察期間は本人のほか保護観察所、保護司、中核地域生活支援センター、生活保護課、定着センターでケース会議を重ね地域生活を支えている。当初は被害的・猜疑的であったが支援者を信頼することができるようになり、精神科受診や障害者手帳取得につながり落ち着いた地域生活を送っている。

もっと早く出会えたらよかった

会員を募集しています。当方人の事業にご賛同いただき、皆様のご協力をお願い申し上げます。

正会員 個人の方：1口 3,000円 団体の方：1口 5,000円
賛助会員 個人の方：1口 5,000円 団体の方：1口 10,000円

千葉銀行 中央支店：普通4164678

加入者名：特定非営利活動法人生活サポート千葉

特定非営利活動法人

生活サポート千葉

◆地域生活定着促進事業（千葉県地域生活定着支援センター）

開設：平成22年10月1日

連絡先：電話 043-224-5721 FAX 043-224-5720

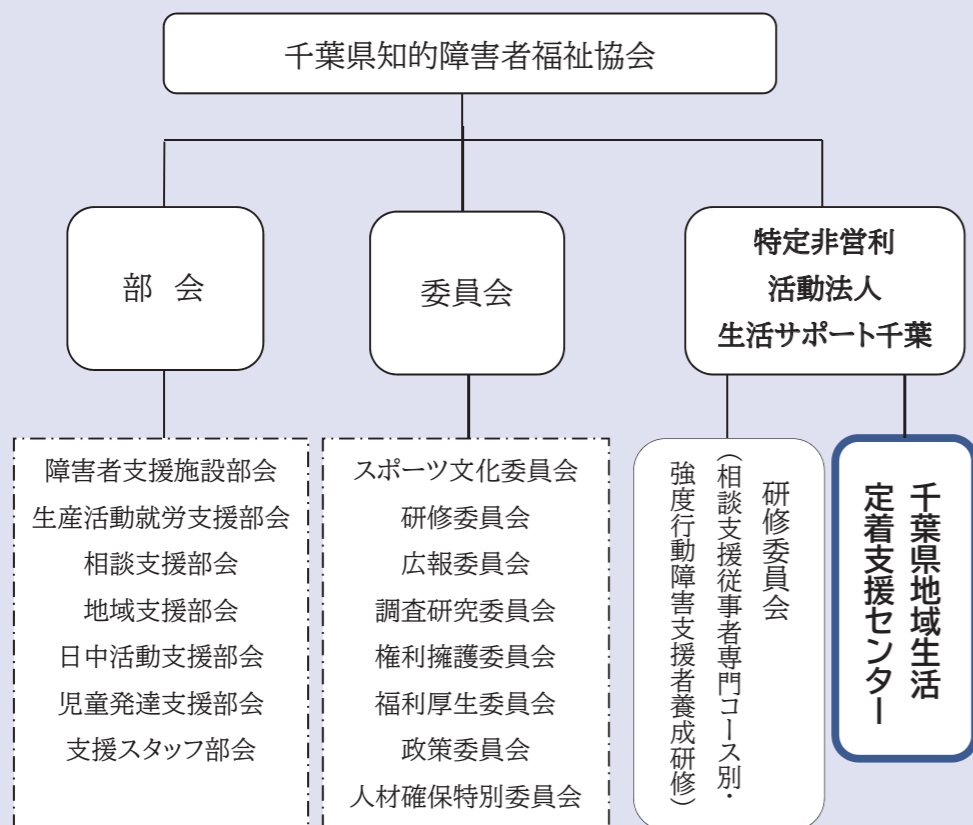
◆研修受託事業（生活サポート千葉）

連絡先：電話 043-222-0773 FAX 043-224-5720



特定非営利活動法人 生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が設立し2010年10月1日より地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）、2013年度より相談支援従事者専門コース別研修事業、2015年度より強度行動障害支援者養成事業の3事業を千葉県から受託し実施しています。



千葉県地域生活定着支援センター

入口

被疑者・被告人

出口

出所者



相談支援業務としての被疑者・被告人等の支援 (被疑者等支援業務にならない者)

刑事手続き段階にある障害者・高齢者に対し、弁護人や関係機関と連携し、必要な支援のアセスメント及びコーディネート、フォローアップを行います。また、罰金刑終了後に釈放された障害者・高齢者からの生活全般の相談に乗り、福祉や就労その他必要な支援への橋渡しをします。



地域生活定着促進事業

コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

フォローアップ業務

コーディネート業務の斡旋により、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れて施設等に対して必要な助言等を行います。

相談支援業務

矯正施設から退所した本人、家族、その他関係者からの相談を受付け、福祉の支援につなげます。

被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事手続きの入口段階（捜査・公判段階）にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。

生活サポート千葉の自立準備ホーム

- 宿泊場所の供与
- 3食の提供
- 毎日の入浴提供
(国の基準は週3回)
- 職員が毎日訪問し生活全般にわたる相談にのる
- 福祉サービス等への繋ぎ、転居の支援

